

2023 年度 監事監査の実施について

1 監査の基本方針

- 法人の業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的として、規則の定めにより、法人の業務及び会計の執行状況についての監査を実施する。
- 今年度は、「都連携の取組状況」について、重点監査項目とする。

2 監査の実施

- 規則に基づき、監事が監査計画を策定し、実施する。
- 書面監査を基本に実施することとするが、監査項目に応じて現地視察及び関係所管部署からのヒアリングを実施する。
- 特に業務監査（重点項目）においては、事務組織の中から対象を選定し、職員に対するヒアリングを実施することで、業務遂行上の課題を明らかにする。
- 業務監査については、2023 年 8 月から 2024 年 3 月まで、会計監査は、事業年度決算確定時の 2024 年 6 月に実施する。

（1）業務監査項目

- ① （重点項目）「都連携」の取組状況
- ② 規程等の整備状況・実施状況〔総務課〕
- ③ 中期計画、年度計画、予算・収支計画及び資金計画の実施状況〔企画財務課〕
- ④ 組織運営及び人事管理の適法性及び妥当性〔総務課・人事課〕
- ⑤ 役職員の給与・諸手当等の適法性及び妥当性〔総務課〕
- ⑥ 業務の効率化の状況〔総務課〕

（2）会計監査項目

- ① 決算報告書・財務諸表の真実性及び妥当性〔会計管理課、企画財務課〕
- ② 資産の取得、管理及び処分 of 適法性及び妥当性〔施設課〕
- ③ 債権管理の適法性及び妥当性〔会計管理課〕

3 監査の根拠

- ・ 地方独立行政法人法第 13 条第 4 項
- ・ 東京都公立大学法人監事監査規則